

## 第 27 回研修会議事録（平成 31 年）

### ◎新たな正加盟校の承認

・名古屋学芸大学

→過半数の承認が得られたため名古屋学芸大学を正加盟校として承認

### ◎アンケートに対する返答

○台風等天候の理由で試合日程が変わるときは、もう少し早めに連絡がほしい

○台風で中止になった場合、中止・延期連絡を早めてほしい

⇒今年度は昼の 12 時に発表したが、それでも早い方だった。台風の予報は直前まで変わる可能性があるため早めの対処は難しいが努力はする。

○台風などによる中止の連絡を早めに教えてほしい。道場の変更などができるだけ少なくなるようにしてほしい

⇒一部の大学で「1ヶ月前にならないと道場が使えるかどうか分からない」という大学がある。日程案を変更するのはこれによる貸し道場がほとんどなので理解してほしい。貸し道場をこれ以上減らせないので、使えない日があるなら学連に連絡をしてほしい。他の大学に迷惑をかけないためにも早めの連絡をお願いしたい。

○実施期間を延ばしてほしい

⇒リーグは本戦 7 週間、入れ替え戦、順位決定戦の 2 週を含めて全体で 9 週間。開始を早めるとインカレ週末に、終了を延ばすと伊勢に重なってしまうためできない。

○事前に都合の悪い日を言っていたのにも拘らず、その日にリーグ戦が入ったため授業等を休まなければならなくなった。

⇒まず前提として「リーグ戦日程アンケート」という学連が実施するアンケートがあり、加盟校はここで大学の都合上試合に参加できない日を書いて学連に提出している。その前提として【①授業の関係で人数が足りずに試合ができない場合②東海地区以外の大学と定期戦を行う場合③その他諸般事情によりやむを得ず試合ができない場合】のみその要望を承諾するとアンケートには記載している。この場合については当該大学が結果として人数が足りていたため受け入れなかった。このように判断したことには公平であることを第一に考えた結果なので理解してもらいたい。アンケート全てを反映することはできない。また、都学や関西はリーグ本戦を 5 週で終えるが、これは伊勢に向けた調整や不測の事態に備えるためである。関西は、東海同様にアンケートを設けて試合や審判ができない日を確認しており、個人の意見は受けていない。

○審判へのメールが来るのが遅い。日にちがギリギリだったりした

○審判校と HOME 校の間の連携がとれてなくて戸惑った

○審判が連盟規約をわかっておらず、試合が中断された。その中断されているときも時間が進んでいた為、きちんと連盟規約を知っておくべきだと思う

○審判要項の確認不足が多かった

○審判要項を読んでいない大学がいたので、読ませるのを徹底させてほしい

○HOME 校なのに道場説明がなく、その場を仕切る人がいなかった。HOME 校は道場説明などの役割をきちんと果たしてほしい

○大学によって道場前挨拶の有無が分かれる。リーグごとに開始と終了の挨拶が違うので挨拶の統一化、マニュアル化をしてほしい。

⇒これらの意見をもとにリーグ戦運営マニュアルを作成した。リーグマニュアルの一部に確認事項などを記載する。また、審判に対する意見が多く出ているので、各大学においても来年度 1 年生が新たに入ってくることもふまえしっかり引き継ぎ、審判に行かれる方に向けて事前にマニュアルを読んでおくことなどを徹底して伝えていただくようお願いしたい。

また、マニュアルを審判と試合校の誰が見てもわかるように作ったので連携が取りやすくなっているはず。

○上位校の試合に下位校の人を審判に行かせないようにしてほしい

⇒都学では同リーグ内で審判を行っているが、東海では審判はできる限り近い大学を採択している(三重県内の大学同士の試合等、やむを得ずできないところもある)。同じリーグの遠い大学の人を審判に行かせるのは負担が大きいためそのようにはしていない。これを前提に上位校下位校のことを考慮することは不可能。それでも意見があるのなら変更を検討する。

○審判の仕事をしっかりしてほしかった。台詞が覚えられないのであればカンペを作るなり工夫してほしい

⇒審判が話すべきことを簡略化また統一するなど配慮をする。このような意見がある以上、前のスライドに記載の通り、審判への指導は各大学で必ず徹底してほしい。

○祝日の場合、私立大学は講義があるため国立大学にお願いしたい。

⇒これは台風により延期実施したものの。元々アンケートに記載してあるものであれば申し出により変更するのでその際は連絡をしてほしい。

○会場が遠いときが多かった。中間校をとってほしかった。

⇒基本的には、全ての大学を試合において可能な限り平等に扱うために男女ともに対戦校

が片道およそ 3 時間半以内に収まる範囲であれば中間校は取っていない。家から大学までの距離を考えると難しくなるため、学校と学校の間の距離で計算している。これは Home 戦ができないといった不平等が起きないためのものである。

○リーグ戦における道場貸しの回数の均等化について

⇒愛知 3/愛学 1/愛教 2/愛県 1/愛工 2/愛淑 1/朝日 0/岐阜 2/岐薬 1/皇學館 1/至学館 1/静岡 3(静 1,浜 2)/中部 3/中院 0/名古屋 3/名工 3/名商 3/名市 2/南山 1/三重 1/名城 3

各大学 3 校以内におさめている。道場を所持する大学について、昨年のものについては愛知県内の道場はほぼ均等であるため問題ないと判断。0 の大学は台風の影響で道場が試合に使用できなかったり道場貸しに使うにはあまりにも不便な場所に位置していたりするため使用しなかった。

○選手以外の人が見るのはいいが、審判の前に立つ人が若干見受けられたので審判の前には立たないようにすべき

⇒記録を取る審判への配慮を各大学で行ってほしい。マニュアルの一部にも記載する。

○武具の不正について規約に細かく記してほしい

⇒連盟規約第 44 条に記載。日本弓であれば連盟主催試合は基本的に弓具の規定はないとし、日本弓であればよいものとする。射法八節も会と残心以外あればよい。

○遅刻・忘れ物に対する罰則を強化してほしい

⇒リーグ戦における罰則を昨年強化したが改善があまり見られないというのが現状。各大学の幹部の方などがこちらで配布した要項やマニュアルを部員に見せて、審判業務等をこなすことを伝えるだけでなく引き継ぎまでしっかりすることが必要不可欠。

○女子部員減少のため、女子の試合に仕事要員として男子が協力したかったが貸道場により、男子は道場に残ることになった。女子の AWAY 戦と貸道場が重ならないようにしてほしい。

⇒男女とも最大で 4 戦ずつありリーグ戦本戦の日数は限られているため公平性を考えるとその要望を聞くことは難しい。

○東海大会の OB 戦を作してほしい

⇒OB 戦によるデメリットは決勝トーナメントの各試合の射数(決勝トーナメントでの合計射数)が 8 射(計 24 射)→4 射(計 16 射)に減ること。メリットは参加費の格段な値下がりが見込めることと卒業後も学生弓道に携わることができること。参加費は 1 団体 1 万円程度を考えている。については各大学の OB 会に参加する意思があるかどうかの意見を聞くなどし

ていただきたい。

**都学**：余興のような形で行っているの、発展しているとは言い難い。OB戦を大きく開催するのは時間の関係で難しい。

○女子の試合において本学が午後からの試合の際、午前の試合の終わりが遅く長く待たされた。このことについて、①午前の試合の始まりが遅く、終わりが遅くなるようであれば連絡をしてもらいたかった②午前に試合をしていた大学に試合後なかなかどいてもらえず、準備が間に合わなかった。

⇒午前試合の大学の撤収時間を以下のように定め、マニュアルに記載する。

撤収完了時間を原則 14:10 まで

同中競射が発生し、試合終了が 13:50 を超えた場合、試合終了から 20 分後までに撤収完了、試合終了が 13:50 から超過した分だけ午後試合の付矢開始時間を早めて良いものとする。

撤収には、弓具の片付け・挨拶等を含み、午後の試合の大学がすぐに使える状態になることを必要とする。

○紙的を貼る手間や的替えを考えるとリーグ戦・大会等ではビニールの紙を使用したほうがよいと思う

⇒検討したが結論としてビニールの紙は使用しない。①紙的を使用することに、現状手間がかかる以外のデメリットがない②ビニールの紙を使用することでの的中の判断が即時にできない状況がかなり増える③インカレでは今後も紙的を使うとのことなので、紙的を張るノウハウが大学によって 3 年間引き継がれないことが懸念される、以上 3 つがビニールの紙の使用をせずに紙的を使い続ける主な理由。

**全日**：インカレでは当面紙的を用いる。全関でビニ的を使用しているが、粹矢の判断がしづらいためインカレでは今後も紙的を用いる。

**都学**：ビニ的だと粹矢の処理に時間がかかってしまうため、リーグ戦では必ず紙的を用いるようにしている。

○インカレ遠的の雨天中止について、悪天候時の判断を検討してほしい

⇒毎年、前日までに中止判断ができない際は全日本学生弓道連盟執行委員長を中心とした役員が現地まで赴き、開催地の空と天気予報から判断した上で 6:30 の時点で発表している。今年に関しては現地の空は晴れていたことは事実で、天気予報についても降水確率 60%だった。40%の確率で晴れる可能性があり、遠方から多くの方が来ていただいている全国規模の大会なので実施の方向で進めた。

**全日**：雨天中止とした方がいい気持ちはわかるが、学連側としては慎重に進めたい。大枠は変わらない。できるだけやりたい方向で進める。

<アンケートに対する返答への質問>

名古屋工業大学： 的について

試合で使えない的が多いとのことだったが、試合で使える的の基準があった方がいい。

**回答**： 基準は明記されているので理解していただきたい。

名古屋工業大学： インカレ遠的について

学連役員が中止前提で大会を執行していたことを聞いたが、どういうことか。

**回答**： 不快な思いをさせて申し訳なかった。必ずしも中止前提で動いていたわけではないこと、少しでもやれるかもしれないという思いがあったことを理解してほしい。

### ◎議題1 リーグ戦マニュアルについて

昨年までは実施要項、運営要項、審判要項の3種類を用いていたが、審判要項には対戦校が見るべき内容が多く記載されており、「審判のための要項」としての役割を果たせていなかった。一方で運営要項には審判要項に記載されている内容がほとんどで、ほとんど機能していなかった。

以上のことから、運営要項と審判要項をまとめて運営マニュアルを作製、今年から実施要項と運営マニュアルを適用する。対戦校は実施要項と運営マニュアル、審判は運営マニュアルを見ることでリーグ戦試合の運営を行なう。練習試合でもマニュアルを生かしてほしい。参考として都学と関西のやり方をあげる。

**都学**： 規約、立ち合い要項、実施要項の3つを使っている。立ち合い要項は審判用の試合の流れが記載されており、練習試合でも適用できる。立ち合いはなるべく上級生が行うようにしている。

**関西**： 規約、リーグ戦マニュアル、リーグ戦審判マニュアルの3つを使い、分かりやすいものを目指している。

#### 《マニュアルの説明》

##### ①試合進行表

試合開始時刻と女子午前の撤収完了時刻は基本的に固定。付矢開始時刻と付矢終了時刻は自由に設定して構わない。

撤収完了時刻の設定を昨年から変更して追加した。同じ会場で午後にも試合が入っている場合には、基本的には記載の時刻までに撤収を完了していることを義務とする。

##### ②試合当事校

試合当事校＝対戦校＝ホーム校＋アウェー校のこと。

試合 5 日前までに連絡を取りあい、以下のことを事前に決めておく。

- ・ 付矢の時間割り振りを含む当日のスケジュール。
- ・ 当日のアウェー校の到着場所と時刻
- ・ 付矢の的数
- ・ 試合会場となる大学の道場および控えを使う際の諸注意
- ・ その他事前に伝えるべき事柄

以上の他に伝えていることがあればアンケートに記入してほしい。

また、審判に不手際のあった場合には、試合当事校から連盟に向けて必ず連絡する。

### ③当番校

当番校＝ホーム校のこと。

当番校は主に、的を用意したり試合会場の準備を行ったりする。付矢も、試合当事校が別々に行う際には、当番校から先に行う。

当番校が中心となって試合当事校、審判校に事前連絡をすることが義務となる

### ④試合会場校

当番校が自校で試合を行う場合、当番校＝試合会場校。

当番校が自校以外で試合を行う場合、試合会場校＝審判校(例外有)。

幕、矢立弓立、巻き藁、黒板以外に用意しているものがある場合はアンケートに記入。

### ⑤審判校

審判校は審判を出す大学。審判に不手際のあった時には審判校がその責任を負う。始末書や罰金が科されることもある。

審判校は審判に行く者に運営マニュアルの 5～7 の項目を必ず事前に読ませておく。

審判の正装としてストッキングは着用不可。

### ⑥試合当日の流れ

審判要項にのみ記載のあったものは、試合当事校の代表者にとっても必要な情報と思われるので読んでおくこと。

審判は必ず話すことや流れを把握しておき、試合の運営が滞ることのないよう細心の注意を払う。

ここに書いてないものについては⑨試合中のトラブルシューティング、⑩よくあるご質問を参照すること。

この項目に書いてないこと(道場外での挨拶)などしても良いが、審判校等と事前に連絡をしておくこと。

### ⑦審判が当日行う業務

審判が当日に行うべき業務について時系列を追って記載しているため、前日までに必ず審判に読ませた上で、当日持参させること。

道場内に入ってからには不必要な行動などはせず、審判がすべき業務に徹する。

的中が不明瞭な場合には副審が自らの中確認に行く。

試合が終了したら直ちに試合結果報告のメールを送り、記録用紙の郵送をする。

### ⑧順位決定及び入替戦・個人的中記録会

#### <入替戦>

4部と5部の入替戦は、4部の最下位校のうちの中率上位校対5部の優勝校のうちの中率最下位校と4部最下位のうちのの中率下位校対5部優勝校のうちのの中率上位校で行う。

#### <個人的中記録会>

マニュアルの訂正：実績試合数 1 試合以下 → 実績試合数 1 試合

### ⑨トラブルシューティング

加筆してほしいことがあればアンケートに記入してほしい

### ⑩よくあるご質問

よくあるご質問に関してはまだなにも記載していない。①～⑨までを読んだ上で足りない箇所があれば書いてほしいので、ぜひ運営マニュアルに関するアンケートに書いて提出してほしい。

### ●議題 1 による採決

- ・全国大学弓道選抜大会の出場校の決定を、今後今回の研修会で以下の通りの基準にする  
的中率上位 4 校の大学は、次年度の全日本弓道連盟主催の全国大学弓道選抜大会への出場権を得る。但し、その年の大会での優勝校と射道優秀校に選ばれた大学は次年度の大会への出場権を得ているため、それが的中率上位 4 校に含まれる場合は順次繰り下げる。また、次年度の大会となるため、選手不足等で出場権を破棄する場合にも順次繰り下げる。的中率が同じ大学が出場権を争う場合には、所属リーグ上部の大学が優先される。所属リーグが同じ場合には勝数、直接対決の結果によって優先順位を決める。

賛成：34、反対：2 → 可決

### ●議題 1 による規約改正

- ・第 95 条

**[改正前]** リーグ戦と女子部リーグ戦において、女子部員のリーグ戦出場を認める。但し、

女子部リーグに加盟していない大学・女子部リーグに加盟していても、女子部リーグ戦を放棄したる場合に限る。又、その大学の全日本学生弓道王座選手権の出場資格は無く、女子部リーグ戦の出場資格を放棄した場合は無条件で下部リーグに降格するものとする。尚、出場できる女子部員の人数を一試合につき二人までとする。出場資格の放棄は、リーグ戦前の主将会議まで之を認める。

[改正後] リーグ戦において、女子部員のリーグ戦出場を認める。但し、女子リーグ戦を放棄したる場合に限る。又、その大学の全日本学生弓道王座決定戦の出場資格は無く、女子部リーグ戦の出場資格を放棄した場合は無条件で次の下部リーグに降格するものとする。**リーグ戦に出場する女子部員は女子個人成績の入賞資格があるものとする。**なお、各試合においてメンバー登録できる女子部員の人数を一試合につき二人までとする。出場資格の放棄は、リーグ戦前の主将会議まで之を認める

賛成：36、反対：0 → **可決**

・第64条・第83条

[改正前] (前略)又、交代は立の交代時に之を行い、立位置の変更は之を認めない

[改正後] (前略)又、交代は立の交代時に之を行い、**交代した立が射位に入る迄を期限として審判員及び対戦校に書面を以って通知することを要する。遅れた場合、その者のその立の中を失中とする。**立位置の変更は之を認めない

賛成：36、反対：0 → **可決**

・第39条

[改正前] (前略)一、公式戦には場合によって審判として立会を置く。立会は試合開始十五分前には試合会場に到着しているものとする(以下略)

[改正後] (前略)一、公式戦には場合によって審判として**立合**を置く。立合は試合**開始二〇分前**には試合会場に到着しているものとする(以下略)

賛成：36、反対：0 → **可決**

## ◎議題2 リーグ戦における選手登録されていない者に対する入場制限

《リーグの選手登録について》

ここで言う選手登録とは、リーグ戦開会式の日までに登録する、選手登録のことである。

リーグ戦の選手登録と女子部リーグ戦の選手登録は別々なので、今年度より、男女の区別はするものとする。

規約第59条・第78条より、選手登録した者しか道場には入ることができない。

⇒逆に言えば選手登録した者は道場に入ることができる。

選手登録した者が道場に入れることを前提とした時に、リーグ戦の選手登録をする選手

の人数に制限はなく、参加費の徴収も行わないため、各大学で部員全員を登録することを推奨。

#### 《研修会アンケートの結果》

選手登録されていない者について、人数制限の必要性

設けるべき 16 票

設けないべき 18 票

どちらでも 2 票

⇒「設けないべき」の意見の中に、選手登録をされていない者は入れないべき、という意見と、選手登録如何にかかわらず制限するべきでない、という意見の両方がある

⇒いずれの意見も一定数あると判断

⇒4つの案を提示

#### 《来年度の運用の仕方について》

##### 提案1：リーグ戦用に介添りボンを用意、貸出

選手登録された当該大学の人、介添りボンを付けた人のいずれかに当てはまる人のみ道場入場を認める。

介添りボンを貸し出す数は、男子女子両方に参加している大学には4つ、男子か女子片方に参加している大学には2つとする。

男子の試合で女子が道場に入る場合あるいはその逆の場合、介添りボンは必要である。

<適用した場合>

- ・申請書は不要になり、審判の文言が減る。
- ・規約第59条と第78条の各第2項の改正を行う必要がある。  
[改正前] 試合中に登録なき者及び当該校、審判以外の者が道場内に入ることを禁ずる。  
[改正後] 試合中に道場に入れるのは、試合当事校の選手登録されている者及び連盟が許可をした者に加え、審判のみである。
- ・人数制限はあるが監督や師範は入ることができる。
- ・選手登録されている者もリボンを付けた者も、定められたルールにきちんと従う。違反があればその大学に責任が及ぶ。
- ・リボンは6月の定例委員会で配布、11月のリーグ戦閉会式で回収する。  
→リボンの管理、返却の義務

##### 提案2：選手登録されていない者の人数の制限なし

各大学で入場する者を自由に決められるようにして、申請書やリボンも無しにする。

参考までに、都学のリーグ戦、関西のリーグ戦共に選手登録されていない者の人数の制限は一切していない。⇒この理由としては、師範や監督、コーチを大学弓道部内で試合に必要な

な人材と見ている傾向があるためと考えられる。

**都学**：道場のキャパを逼迫するデメリットはあるが、特に大きな問題は起きていない。監督や師範だけでなく父兄でも試合を見たいという人もいる。

**関西**：射を近くで指導することができるメリットがあり、苦情もない。

<適用した場合>

- ・申請書や提案1のようなりボンも不要となる。
- ・都学や関西と同様の基準で戦えるため、王座でも不利に働くことは少ないと思われる。
- ・規約第59条と第78条の各第2項の改正を行う必要がある。

[改正前]試合中に登録なき者及び当該校、審判以外の者が道場内に入ることを禁ずる。

[改正後]試合中に道場に入れるのは、試合当事校の者と審判のみである。

- ・道場内に入る者は全員、定められたルールにきちんと従う。入場の制限がなく、違反があればその大学に責任が及ぶ。

#### **提案3：選手登録されていない者の入場禁止**

試合中、選手登録されていない者の入場を一切禁ずる。申請書やりボンも無しにする。

<適用した場合>

- ・選手登録されているかいないかで線引きしているため基準が明確である。
- ・各大学で部員の管理がしやすい。
- ・師範や監督などの指導者は一切入ることができない。また、学生弓道に関わりを持つ者が減ると考えられる。
- ・規約第59条と第78条の各第2項の改正を行う必要がある。

#### **提案4：申請書の適用**

- ・申請書の適用をする。
- ・男女を区別するため1試合につき4人まで認めることを検討。
- ・去年とほぼ同じであるため勝手が分かる。

<適用した場合>

- ・去年とほぼ同じだが、男子の試合の場合は女子に申請が必要となる。
- ・申請書の枚数は去年より増やす。
- ・去年とほぼ同じであるため勝手がわかりやすく、申請することで責任の所在が明確になる。
- ・申請書の提出が手間というデメリットも。

#### ●多数決

**提案1**：5    **提案2**：29    **提案3**：0    **提案4**：2 → **提案2**で可決

### ◎議題 3 個人的中記録会について

#### ●第 70 条・第 89 条の規約改正

[改正前] (前略) 実績試合数\*20\*2/3 射以上の射数を必要とする (以下略)

[改正後] (前略) 実績試合数\*20\*2/3 射以上かつ 40 射以上の射数を必要とする。実績試合数とは、リーグ戦本戦のうち、不戦勝を含まない試合数のことである (以下略)

[改正の目的]

個人成績に必要な射数を上げることで、できる限り公平な基準で判断するためである。

賛成 : 36、反対 : 0 → 可決

#### 《リーグ戦個人的中記録会》

基準となる射数を増やすことで、試合数の元々少ない 4 部や 5 部の大学はその大学の出場選手「全員」が射数を満たさなくなってしまう、という可能性がある。⇒そうなった場合の救済措置としてリーグ本戦とは別でこの制度が存在する

以下の項目全てに当てはまる者のみ之に参加する権利を得る

- ① 相手校の棄権により、実績試合数が 1 試合以下であり、個人の規定射数を満たさない選手
- ② 順位決定戦・入替戦・同中競射の行射を除く全ての機会で行射をしている選手
- ③ 暫定の個人表彰該当者と比較し、表彰される可能性のある選手

都学: 該当者がいなかったため今年も行わなかったが、規約があることで選手のモチベーション向上につながるのでは

#### <個人的中記録会の要領>

先の①~③に当てはまる者の所属する大学に連盟から連絡し、出欠の確認を取り、リーグ戦本戦が終了した週の次週または次々週に開催する。

射数は 1 立 2 手、5 立の計 20 射、これを個人的中に加算する。応援は禁止とする。立順は矢振りにより決定。リーグ戦同様付矢を行った後に記録会を開始する。

審判は学連役員が行う予定。

#### <実施のメリット>

対戦校が少ない大学は射数が少なくなるため、その影響で個人成績の規定射数を満たさないことがあるが、この制度を利用することで解消される。

どのリーグやブロックに所属していても同様にチャンスが与えられるためモチベーションの向上につながる。

結果として個人成績の射数の差を生みにくいということに繋がるため、より公平な基準

で判断できる。

<適用される例>

・男子5部Bブロックの場合

3大学しか所属していない(これらをA大学B大学C大学とする)。

この場合、A対B、B対C、C対Aの3試合が行われる。ここで、A大学がA対Bの試合の時のみ棄権し、その試合でB大学の不戦勝、A大学の不戦敗が決まったとする。それ以外の試合は通常通り行ったとすると、A大学とC大学の実績試合数は2試合、B大学の実績試合数は1試合となる。

⇒B大学の完射している選手で個人表彰を受ける可能性のある選手に出場権が与えられる。

●第63回リーグ戦より、「リーグ戦個人的中記録会」の実施

過半数の賛成が得られた → 可決

#### ◎議題4 行射の合間の射技指導について

・規約第49条を改正して東海大会で行射の合間の指導を許可したい

《研修会アンケートの結果》

競技中の射技指導

許可してもよい 28票

許可すべきでない 4票

どちらでもよい 4票

⇒「許可してもよい」とした意見の殆どがインカレで実施しているから、という意見である(全関、関選でも実施している)

⇒「許可すべきでない」とした意見の殆どが的中は自らの力を出すべきだという意見

⇒ここではアリーナで行われる東海大会のみで考える

全日：インカレでは指導許可しているが、伊勢など文化的側面の強い大会では指導禁止

都学：全関、インカレでは許可しているが具体的な文言は禁止

関西：アリーナで行う試合では指導を許可

<許可してもよい側の意見>

・介添えの指導許可をしてほしい。チームの的中数をあげることにつながり、試合における個々の技量アップも期待できるから

・ぜひ取り入れるべき。デメリットはないと思う

- ・インカレで多くの東海の大学が勝ち進むためにも、競技中の射技指導は許可すべき
- ・立ち位置や指導など、よりよい射に集中できる環境になる
- ・リーグ戦でも許可されているので

＜許可すべきでない側の意見＞

- ・今までの練習の成果を発揮する場所だと思うので競技中の指導はやめてほしい
- ・大会の競技中に指導する意味がわからない。指導は練習のときにすべき

《射技指導を許可した場合》

- ・選手が本座に進んでから退場するまで、競技中(取懸から離れまで)を除き介添 1 名の指導を許可
- ・介添 1 名は他大学の現役部員でなければ誰でもよいが、指定の介添リボンの着用が義務となる
- ・競技中(取懸から離れまで)に指導をしたことが認められた際は失格とする

●東海大会で介添 1 名による指導を許可すること

賛成：36、反対：0 → **可決**

●規約第 49 条の改正

第 49 条

[改正前] 競技中に事項の行為を禁止する

(前略) 第三項 競技中の定義は次の通りとする

イ、東海大会・新人戦・記録会に於いては射位に入場したる時から退場する迄とする

ロ、リーグ戦に於いては取懸より離れまでとする

[改正後] 競技中に事項の行為を禁止する

(前略) 第三項 競技中の定義は次の通りとする

イ、新人戦・記録会に於いては射位に入場したる時から退場する迄とする

ロ、**東海大会**・リーグ戦に於いては取懸より離れまでとする

賛成：36、反対：0 → **可決**

◎議題 5 その他の規約改正

二年に一回規約改正することになっていたが、研修会で決めたことがその年の大会で反映されないことにつながるので今年からは規約改正を一年に一回行うこととする。

●第 6 条 本連盟は左記の役員を置く

[改正前]全日本学生弓道連盟副委員長

[改正後]全日本学生弓道連盟執行副委員長

[改正前]全日本学生弓道連盟女子部副委員長

[改正後]全日本学生弓道連盟女子部執行副委員長

賛成：36、反対：0 → 可決

●第7条 役員の任期は左記の通りとする

[改正前] (前略)会長・副会長は九月一日より翌々年の八月三十一日の二ヶ年、各委員は(以下略)

[改正後] (前略) **全ての役員は**(以下略)

賛成：36、反対：0 → 可決

●第10条 本連盟に名誉会長及び顧問を置く

第1項

[改正前]名誉会長は、会長を務めた者の他、功労者及び学識経験者の中から会長が推薦し、総会及び委員会の承認を以て会長が之を委嘱する

[改正後] 名誉会長は、会長を務めた者の他、功労者及び学識経験者の中から会長が推薦し、総会及び**主将会議**の承認を以て会長が之を委嘱する

第2項

[改正前]顧問は愛知・岐阜・三重の各県弓道連盟会長及び名古屋弓道協会会長、東海学生弓道連盟OB会会長の他、功労者を会長が推薦し、総会及び委員会の承認を得た後、会長が之を委嘱する

[改正後] 顧問は愛知・岐阜・三重の各県弓道連盟会長及び名古屋弓道協会会長、東海学生弓道連盟OB会会長の他、功労者を会長が推薦し、総会及び**主将会議**の承認を得た後、会長が之を委嘱する

第3項

[改正前]名誉会長及び顧問は本連盟における運営の為に助力し、本連盟の重要事項に関して会長の諮問に応ずる他、役員会及び総会に出席して意見を述べる事が出来る。但し、議決権は有さない

[改正後] 名誉会長及び顧問は本連盟における運営の為に助力し、本連盟の重要事項に関して会長の諮問に応ずる他、**総会**に出席して意見を述べる事が出来る。但し、議決権は有さない

賛成：36、反対：0 → 可決

●第8条

[改正前]会長は総会の決議を経て、委員会における承認を以て之を推薦する。但し、会長

は加盟校のOBであることを必要とする。副会長は会長が推薦し、委員会の過半数の承認を以て選出する

[改正後]会長は総会の決議を経て、**主将会議**における承認を以て之を決定する。但し、会長は加盟校のOBであることを必要とする。副会長は会長が推薦し、**主将会議**における承認を以て之を決定する

賛成：36、反対：0 → **可決**

#### ●第11条

[改正前]監事は会務及び会計の監査を行い、之を当連盟に報告する

[改正後]監事は会務及び会計の監査を行い、之を**本連盟**に報告する

賛成：36、反対：0 → **可決**

#### ●第12条

[改正前]委員長・女子部委員長は、(中略)委員会の過半数の承認によって任命される

[改正後]委員長・女子部委員長は、(中略) **主将会議**の過半数の承認によって任命される

賛成：36、反対：0 → **可決**

#### ●第15条 第4項

[改正前]連盟委員は定例委員会を組織し、委員会の審議決定に関して各校の代表者と見做され、(以下略)

[改正後] 連盟委員は定例委員会を組織し、**各会議**の審議決定に関して各校の代表者と見做され、(以下略)

賛成：36、反対：0 → **可決**

#### ●第16条 第2項

[改正前]定例委員会は原則として二ヶ月に一回開催する(以下略)

[改正後]定例委員会は原則として**三ヶ月**に一回開催する(以下略)

#### ●第16条 第3項

[改正前](前略)尚、運営委員長は大会六日前までに指名することを要す

[改正後]**削除**

#### ●第16条 第7項

[改正前]全日本学生弓道連盟副委員長

[改正後]**全日本学生弓道連盟執行副委員長**

[改正前]全日本学生弓道連盟女子部副委員長

[改正後]**全日本学生弓道連盟女子部執行副委員長**

●第16条 第9項 総会は左記の事項を決議し、委員長の承認を得る事とする

[改正前] (前略) 会長、副会長 (二年に一度) 及び監事の選出

[改正後] (前略) 会長、副会長及び監事の選出

第16条は4つまとめて採決

賛成 : 36、反対 : 0 → 可決

●第21条

[改正前] 本連盟に加盟しようとする大学弓道部は、委員長充てに申し込み、委員会の承認を得なければならない

[改正後] 本連盟に加盟しようとする大学弓道部は、委員長充てに申し込み、**全加盟校**の過半数の承認を得なければならない

賛成 : 36、反対 : 0 → 可決

●第23条

[改正前] 委員会は、(以下略)

[改正後] **本連盟**は、(以下略)

[改正前] (前略) 委員会における三分の二以上の議決による

[改正後] (前略) **定例委員会または主将会議**における三分の二以上の議決による

賛成 : 36、反対 : 0 → 可決

●第24条

[改正前] (前略) 委員会において当該校を除く全会一致を以て之を除名できる

[改正後] (前略) **主将会議**において当該校を除く全会一致を以て之を除名できる

賛成 : 36、反対 : 0 → 可決

●第25条

[改正前] (前略) 委員会の三分の二以上の議決を以て復帰を認める

[改正後] (前略) **主将会議において全加盟校**の三分の以上の議決を以て復帰を認める

賛成 : 36、反対 : 0 → 可決

●第28条

[改正前] 会計は会計簿を作成し、年度末の定例委員会において会計報告を行う

[改正後] 会計は会計簿を作成し、**年度初めの主将会議**において会計報告を行う

賛成 : 36、反対 : 0 → 可決

●第 33 条

[改正前]各加盟校は年度が変わるごとに新規に部員登録を行い、登録期間は四月末日までとする。

[改正後]各加盟校は年度が変わるごとに新規に部員登録を行い、登録期間は三月末日までとする。

賛成：36、反対：0 → 可決

●第 42 条

[改正前]審判は連盟役員又は連盟が指名した審判員を以て之を定める

[改正後]審判は連盟委員又は連盟が指名した審判員を以て之を定める

賛成：36、反対：0 → 可決

●第 43 条

[改正前]立会に不都合な行為の認められた場合は委員会において懲罰・戒告を処せられるものとする

[改正後]立会に不都合な行為の認められた場合は定例委員会又は主将会議において懲罰・戒告を処せられるものとする

賛成：36、反対：0 → 可決

●第 53 条 第 1 項

[改正前]（前略）尚も勝敗の決定しない場合は各射一本を以て勝敗が決定するまで行う

[改正後]（前略）尚も勝敗の決定しない場合は各射士一本を以て勝敗が決定するまで行う

賛成：36、反対：0 → 可決

●第 59 条・第 78 条 第 1 項

[改正前]出場者名簿はリーグ戦開会式までに提出することを要し、提出なき者の出場は認めない。（以下略）

[改正後]出場者名簿はリーグ戦前の主将会議までに提出することを要し、提出なき者の出場は認めない。（以下略）

賛成：36、反対：0 → 可決

●第 65 条・第 84 条

[改正前]審判は連盟が任命した立会校が之にあたる

[改正後]審判は連盟が任命した立合校が之にあたる

賛成：36、反対：0 → 可決

●第 71 条・第 90 条

[改正前] (前略) 但し、的中率一位が複数存在する場合は委員長が試合形式を決め優勝者を決定する。(以下略)

[改正後] (前略) 但し、的中率一位が複数存在する場合は**役員会**により試合形式を決め優勝者を決定する。(以下略)

賛成 : 36、反対 : 0 → **可決**

●第 73 条・第 92 条

[改正前] (前略) 但し、当該大学が上部のリーグと入替戦を行う順位である場合は順位決定戦を行う。優勝決定戦はリーグ戦と同形式で行い、三校以上で行う場合は委員長が試合形式を決定する

[改正後] (前略) 但し、各リーグ・各ブロックで最多勝数が並んでいる場合は順位決定戦を行う。**二校が並んでいる場合はリーグ戦(92 条では女子リーグ戦)と同形式で順位決定戦を行い、三校以上が並んでいる場合は的中率上位 3 校による三つ巴形式で順位決定戦を行う。**

<質問>

名古屋工業大学 : 3 位校の的中率が同率で並んだ場合はどうするのか

**回答** : 的中率を直接で決めるとするが、今回は改正なし。役員で再度検討し、定例で改正をとる。 → **現時点では保留**

●第 68 条・第 87 条

[改正前] (前略) 試合形式はリーグ戦規定に従う

[改正後] (前略) 試合形式は**Ⅲ部とⅣ部の入替戦のみ三つ巴形式で行い、他はリーグ戦(第 87 条は女子リーグ戦)と同形式で行う。**

賛成 : 36、反対 : 0 → **可決**

●第 74 条

[改正前] リーグ戦本戦中の個人成績は東西学生弓道選抜対抗試合の選考対象とする

[改正後] リーグ戦本戦中の個人成績は東西学生弓道選抜対抗試合の**出場選考対象**とする

賛成 : 36、反対 : 0 → **可決**

●第 75 条・第 94 条

[改正前] 的中率同率の者が東西学生弓道選抜対抗試合の出場権を争う場合は、その決定方針は競射によるものとする。尚、競射方法は委員長に一任する

[改正後] **個人成績同順位**の者が東西学生弓道選抜対抗試合の出場権を争う場合は、その決定方針は競射によるものとする。尚、競射方法は**二〇射を以て決定する**ものとする

賛成：36、反対：0 → 可決

●第9章第3節

[改正前]女子部リーグ戦

[改正後]女子リーグ戦

賛成：36、反対：0 → 可決

●第76条

[改正前]女子部リーグ戦は年一回秋に開催する

[改正後]女子リーグ戦は年一回秋に開催する

賛成：36、反対：0 → 可決

●第88条

[改正前]I部優勝校は全日本女子学生弓道王座決定戦の出場資格を得る

[改正後]I部優勝校は全日本学生弓道女子王座決定戦の出場資格を得る

賛成：36、反対：0 → 可決

●第91条

[改正前]団体戦の順位は勝ち数の順で定める

[改正後]団体戦の順位は勝数順により定める

賛成：36、反対：0 → 可決

●第92条

[改正前]団体戦において勝ち数が同じである場合は的中率で順位を決定する（以下略）

[改正後]団体戦において同勝数の場合は的中率で順位を決定する（以下略）

賛成：36、反対：0 → 可決

●第96条

[改正前]（前略）但し、東海学生弓道選手権大会団体優勝校、新人戦団体優勝校にはそれぞれ定員が一名ずつ増えるものとし、同年度リーグ個人成績十位まで、東海学生弓道選手権大会個人優勝者、新人戦個人優勝者を本連盟推薦として参加を認める。但し、東海学生弓道選手権大会個人優勝者、新人戦個人優勝者がリーグ戦個人成績十位までと同一の場合、各大会の準優勝者に繰り下げて出場権を与える。（以下略）

[改正後]（前略）但し、東海学生弓道選手権大会男子団体優勝校、新人戦男子団体優勝校にはそれぞれ定員が一名ずつ増えるものとし、同年度リーグ個人成績十位まで、東海学生弓道選手権大会男子個人優勝者、新人戦男子個人優勝者を本連盟推薦として参加を認める。但し、

東海学生弓道選手権大会男子個人優勝者、新人戦男子個人優勝者がリーグ戦男子個人成績十位までと同一の場合、各大会の準優勝者に繰り下げて出場権を与える。尚、男子個人優勝の枠で東海大会と新人戦の両方で出場権を得た場合には、新人戦の枠を優先して取り、東海大会の順位を繰り下げて出場権を与えるものとする。(以下略)

賛成：36、反対：0 → 可決

●第100条

[改正前] (前略) 但し、東海学生弓道選手権大会団体優勝校、新人戦団体優勝校にはそれぞれ定員が一名ずつ増えるものとし、同年度リーグ個人成績十位まで、東海学生弓道選手権大会個人優勝者、新人戦個人優勝者を本連盟推薦として参加を認める。但し、東海学生弓道選手権大会個人優勝者、新人戦個人優勝者がリーグ戦個人成績十位までと同一の場合、各大会の準優勝者に繰り下げて出場権を与える。又、I・II部校の補欠選手は、全体の出場選手枠に空きがある場合にのみ、I部校の当該年度リーグ戦的中率上位校の選手から順に出場を認める

[改正後] (前略) 但し、東海学生弓道選手権大会女子団体優勝校、新人戦女子団体優勝校にはそれぞれ定員が一名ずつ増えるものとし、同年度リーグ個人成績十位まで、東海学生弓道選手権大会女子個人優勝者、新人戦女子個人優勝者を本連盟推薦として参加を認める。但し、東海学生弓道選手権大会女子個人優勝者、新人戦女子個人優勝者がリーグ戦女子個人成績十位までと同一の場合、各大会の準優勝者に繰り下げて出場権を与える。尚、女子個人優勝の枠で東海大会と新人戦の両方で出場権を得た場合には、新人戦の枠を優先して取り、東海大会の順位を繰り下げて出場権を与えるものとする。又、I・II部校の補欠選手は、全体の出場選手枠に空きがある場合にのみ、I部校の当該年度女子リーグ戦的中率上位校の選手から順に出場を認める

賛成：36、反対：0 → 可決

●第106条 一、男子団体戦第1項、三、女子団体戦第1項・第108条 一、男子団体戦第1項、三、女子団体戦第1項

[改正前] (前略) 団体戦へは一チームのみの出場に限り四名から出場を認める

[改正後] (前略) 団体戦予選へは一チームのみの出場に限り四名から出場を認める

賛成：36、反対：0 → 可決

●第108条 一、男子団体戦第3項、三、女子団体戦第3項

[改正前] 決勝はトーナメント形式で行い(上位二チームをシード)、行射は次のように行う(以下略)

[改正後] 決勝はトーナメント形式で行い(上位四チームをシード)、行射は次のように行う(以下略)

賛成：36、反対：0 → 可決

●第71条、第90条

[改正前]個人の的中率を算出する際、的中率の順位を決定する。同的中率の場合は行射数の多い者を上位とする。又、同行射数の場合は同位とする。(以下略)

[改正後]個人の的中率を算出する際、的中率の順位を決定する。同的中率の場合は行射数に限らず同位とする。(以下略)

都学・関西：的中率に差があるときは射数で順位付けをしていない、改正後と同じ方法

賛成：36、反対：0 → 可決

質問会

①練習内容について

愛知大学：一週間に引く頻度や射数、師範がないので学生間の指導になるが、師範のいない大学が練習の質を上げるために行っていることは？

愛知淑徳大学：正規練習での具体的な練習内容、平均射数

金城学院大学：練習内容、初心者に対する指導方法

中京大学：指導者がいないときの学生間での指導、練習での具体的な意識

南山大学：20射集計の他にしていること

回答

男子

静岡大学：一週間の練習は週2、リーグ戦など試合があるときは週5。平均射数は週300射くらい。師範に教えていただいたことをもとに学生間での指導を行っている。

名古屋工業大学：平均の練習は週3、試合があるときは週4になる。平均射数は人それぞれで、最低限は正規プラス20射くらい。師範は週1、二時間程度の指導。学生間の指導はさかに行い、アドバイスがあれば積極的に言うように促している。正規練習では基本的に20射の記録、講義がない時は一日40射の記録をとる。正規練習を12射にして残った時間で他の人を見る練習も行った。初心者の指導として、弓道経験の有無関係なく2年生以上が1年生の練習に必ず付く、射技の指導係をつけてその人が許可を出せば一人で練習できるようにするというかたちをとっている。

名城大学：練習は週3、長期休みは週5。練習内容は20射の計測、半矢を超えたら射詰をして優勝者を決めている。矢数は月ごとに最低射数を定めて個人で引くようにしており、今月は700射と設定している。指導者は月2。学生間の指導が主になるため、指導者にも学生同士の指導を優先するようお願いしている。長期休み中には週1で一日練習を行い、午前に学生間で射技指導をしている。

**岐阜大学**：週3が全体練、特練という必ず自主練をしなければいけない日を設けている。水曜と土曜に8射の後に20射を行っている。師範は合宿時のみ。学生間の指導として、立のときの立見を行っている。見合い稽古をして射を見ている。立のときは毎回ビデオで録画し、いつでも自分の射を見られるようにしている。

## 女子

**愛知大学**：週2で女子のみの練習を行い、それ以外に2日男女で練習をしている。週2で20射の記録をとっている。射数に関しては規定ないが試合前は一日で60射以上引くことを定めている。師範は一年に一回、ほぼ学生間の指導となっている。初心者でも気になったことを引いている人に伝えるようにさせる。正規練では目標本数を定めて60射45本を目標としている。初心者の指導は男女一人ずつ指導係を定めて東海大会に出させる目標でやっている

**名古屋大学**：全員で集まるのは土曜、最低週3で正規練習を行っている。平日は12射、休みは20射としている。自主練に任せているところが大きいので平均射数はわからない。師範は週1。オフは班での練習を行っている。

**三重大学**：正規練は週4。平均射数は一日60射を目安としている。正規練習では2時間で立を回せるだけ回している。射込みや見取り稽古を行っている。一年生には、弓道経験の有無関係なく300射してから自主練ができるようになるという300射ノルマを課している。師範は2か月に1回、リーグ期は週1。指導や練習の質の向上については、班制度で指導をしあっている。自主練反省ノートをつくって部員全員の射の把握に努めている。

## ②練習試合の頻度について

**愛知教育大学**：1, 2部の学校に対して練習試合の頻度、年間の試合数、間隔、練習試合を組むうえで気をつけていること

## 回答

**名古屋大学**：練習試合は3~7月に男女とも3回行っている。毎週練習試合が続かないように気を付けている。練習試合の他に全学と医学部、七大戦なども行っている。

**愛知工業大学**：リーグ戦など大きい試合がない月に年に5回練習試合を行っている。理由として、大きな大会がない月は部活へのモチベーションが作りにくいと考えられるため。月1で練習試合もしくは大会が入るようにしている。

**愛知大学**：同じリーグ間のみで4~7月、月に1回行っている。

## ③新入部員の指導について…方法、初心者への指導など

南山大学：素引き 100 本から巻き藁 100 本以上してからの前に立たせる。上級生 3 人以上が見るようにしているが他の大学はどうしているか

名古屋大学：初心者指導について気を付けていることとして名大では初心者指導係をつくっている。射の正しい形を知っている人や、大学から弓道を始めた人などがあたるようにしている。他の大学は？

#### 回答

中部大学：2 年生が 1 年生について練習をしている。ゴム、素引き、巻き藁、体配を教えている。幹部がテストをして合格したら次のステップに行く。体配も重視しており、弓倒しや足踏みの正確性もチェックしている。

静岡大学：2 年生が教える。二年の中で係をつくってその人が他の人をリードする。初心者と経験者で指導を別にしており、初心者には一から教えている。

#### ④新入部員の勧誘について…方法や日数

金城学院大学：ビラ配りや期間を設けた見学会、新入生オリエンテーションでの説明をしているが部員がなかなか増えない、他の大学がしていることを知りたい

名古屋女子大学：勧誘方法、日数、勧誘期間に伝えていること、工夫していること

三重大学：ビラ配り、風船割り体験をしているが増えない。勧誘の方法、勧誘に来てくれた人に部活に入ってもらえるようにするにはどうしているかを知りたい

#### 回答

名古屋大学：ビラ配り、初心者に向けた試射会、現部員と新入生で食事をする新歓、新歓の後女子に本当の姿を知ってもらい、女子の雰囲気を知ってもらうための女子会をしている。

中京大学：部活の勧誘期間に初心者を集めるためのビラ配り、道場があるキャンパスでは試射会を行っている。SNS を使い、実績や練習内容を伝えることで経験者を集めることを考えている。

椙山女学園大学：ビラ配り、ツイッターで宣伝して昼休みに行う質問会、道場に来てもらう見学会を行っている。

#### ⑤部のまとめ方について…雰囲気づくり， 規律

愛知学院大学：部のまとめ方、どういったルールのもとで練習しているのか、練習を試合の雰囲気に近づけるためにしていることは？

名古屋商科大学：部員の部活に対する目標が多様なので、どうやってまとめているか知りたい。

**回答**

名古屋工業大学：理不尽なルールを廃止。目的のわからないものはっきりさせる。練習で試合の雰囲気近づけるために、部員の動きを試合の時の動きに合わせ、正規練習では試合とほぼ同じように動けるように目指している。

静岡大学：上下関係のルールは見直すことで目的を持たせる。試合の雰囲気近づけるために、練習の中で団体を組み、試合メンバーの入れ替えを多くすることで競争意識を高める。

愛知大学：ルールの理由を幹部で話し合い、わからないものは廃止。試合の形式を意識して練習している。上級生には、立場を踏まえてオンオフをはっきりさせるようにしている。

⑥仕事の分担について

名古屋市立大学：主務がいないので負担が大きく、仕事の分担ができてない。来年度から主務をおきたいが主務の主な仕事は何か。

**回答**

名古屋大学：主務は男女で1人ずつおいている。主務の仕事はスケジュールの調整、遠征の際の旅行会社との打ち合わせ。幹部代はサポートとして会計やOB係として部活の運営に携わっている。

名古屋工業大学：幹部は4人。主務は各連盟との連絡、練習試合での相手校への連絡をしている。練習の方針などについては、幹部で話し合っ決めて決めることにしている。

⑦的はりについて

三重大学：紙の的よりは1年生が主。紙的とビニ的の比率は正規練習が紙的で土曜がビニ的。紙的はでんぷんのりを水で薄めてはっている。以下の3つのことについて教えてほしい。

1. 的をはりをするのは全員か、1年生だけか。
2. 紙とビニの比率はどれくらいか。
3. 貼り方 水でのりを薄めてハケで塗る以外の簡単なやり方があったら教えてほしい。

**回答**

1. 1年生だけの的はり：15、全員：20

2. 比率

ビニのみー9

紙とビニが 25-75%-3

紙とビニが半々-4

紙とビニが 75-25%-6

紙のみ-13

3. 名古屋工業大学：的紙の下に新聞紙ではなく茶紙を使っていた。新聞紙よりしわになり  
にくく丈夫だから。

愛知大学：的に穴が開いた状態でその上に新聞紙をはり、的紙を重ねている。一つの的  
にかける時間短縮になる。

⑧その他

なし